

社会福祉法人横浜博萌会
2023（令和5）年度事業計画・予算

I 基本方針

- 1 入所児・利用者の人権を尊重し、健康・安心・安全の生活保障を目指す
- 2 高度・専門サービスの提供と更なるサービスの質向上を目指す
- 3 感染防止対策の徹底による施設内感染の発生防止を目指す

II 2023（令和5）年度の課題

1 法人機能の充実・発展

- (1) 各施設の老朽化対策の検討・推進及び事務部門のシステム化、IT化の推進
- (2) 法人役員の世代交代による組織活性化への取り組み
- (3) 心理治療施設の医療体制の強化を推進し、各児童相談所等からの診療依頼に即時対応できる体制を整備する。（常勤医の加配、診療所機能強化等）

2 各施設の重点課題に対する積極的取り組みの推進

- (1) 新規医師採用による治療体制の強化と児童精神科医療の地域貢献及び横浜いずみ学園の教育棟老朽化への対応策協議（令和6年度の大規模改修計画の着手）
- (2) 子どもの虹情報研修センターでは、研修・人材育成を着実に実施するとともに、児童福祉法等の一部改正に伴い、児童相談所等が子どもの意見・意向表明等を行うための研修の準備を行うとともに、「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」の認定資格に関する研修の検討をする。また、厚生労働科学研究の執行体制を確立し適正に実行する。
- (3) 高齢者福祉センターの業務環境を改善し、感染防止対策を継続するとともに各事業において着実かつ効果的なサービスの向上への取り組みを行い悪化した収益の回復を目指す。処遇改善策の継続を図り職員の定着と必要人材の確保を目指す。
- (4) 川崎こども心理ケアセンターかなで児童の安定的な支援と職員の専門性向上へ向けた研修体制の整備及びかなで診療所を通じた地域の小児精神医療への貢献

III 理事会・評議員会の開催計画

- | | | |
|----------------|----------|----------------------------------|
| 1 第1回理事会 | 2023年05月 | 前年度決算及び事業報告等の承認 |
| 定時評議員会 | 2023年06月 | 事業報告並びに計算書類・財産目録の承認
第19期役員の改選 |
| 第2回理事会 | 2023年07月 | 拡大理事会 |
| 第3回理事会・第2回評議員会 | 2023年10月 | 拡大理事会
中間事業報告・予算執行状況報告 |
| 第4回理事会 | 2024年01月 | 拡大理事会 |
| 第5回理事会・第3回評議員会 | 2024年03月 | 次年度予算及び事業計画等の検討・承認 |
- 2 その他、必要に応じ開催

IV 法人本部予算（案）の主な増減内容

- 1 収入では、経常的に発生する年間の本部運営経費を補填するものとして各施設からの繰入金制度により、本年度は 8,724 千円の本部運営維持のため繰入金収入を計上し、事業活動収入 1,015 千円との合計で 9,739 千円（対前年度比 △30 千円）
- 2 支出は、人件費（理事・監事・評議員の役員報酬、事務局職員給与）、事務費等で合計 9,738 千円（前年対比△30 千円）。資金収支差額 1 千円。
なお、高齢者福祉センターからの本部繰入は令和 4 年度に引き続き赤字が見込まれるため制度上繰入不可となるため予算計上せず、横浜いずみ学園及び川崎こども心理ケアセンターからの繰入での本部運営となる見込み。

横浜いずみ学園

令和 5 年度事業計画・予算計画の概要

1. 重点項目

1) 中高生が多く占める集団への支援

思春期を迎える、自分のあり方、将来について思い悩む時期である。また、自分の成育環境、成育歴についても振り返り、複雑な思いを抱きやすい。過度に負担がかかると、様々な行動化を起こす可能性もあるため、留意したい。性的な問題が起りやすい時期であるため、職員の見守り体制の強化、適切な距離の取り方を身に付ける支援、性教育など必要な予防策を行っていく。

2) 職員採用について

十分な補充には至っていない。見学をオンライン化するなどの採用手続きの見直しや求人票の手直しを行った。令和 5 年度はこれまでの求人方法に加え、オフナー型就活サイトの利用を積極的に進める。また、インターネット上に当園についての否定的な情報があげられている。弁護士との相談を進め、適切に対応していく。

3) 事業計画(BCP)の運用について

緊急事態に遭遇した場合でも、利用児童や職員の安全を確保し必要な支援が継続できるよう、今後も継続して見直しと改良を重ねていく。

また、法人内の他施設と、緊急事態時に相互に協力するための環境整備や準備等を行なっていく予定である。

4) 指導課、医務課、栄養課

各課、指導課各グループが児童のニーズを受け、改善や新規の取り組みを行う。

指導課安全整備班は「不審者対策」「車両乗降の安全確認計画」を作成する。

5) 治療課

医師に対してより積極的に見立てを発信し、連携を意識する。子どもに合わせて柔軟に理論、治療方法を取り入れる。ネットリテラシーの向上を支援する。

高校との連携を強化する。

6) グループワーク・小集団活動

児童の状況に合わせて、多くのグループワーク、小集団活動が展開されている。令和 5 年度も検討を重ねながら実践していく。

7) 権利擁護

引き続き、CAP の提供や第三者委員の相談を実施していく。施設長による職員への権利擁護研修は継続して実施する。

8) 設備整備等について

未実施の鉄骨屋根の錆劣化等の補修、居室のドアの補修を行う。募集があれば、マイクロバスの補助金申請を行う。教育棟の大規模修繕に関しては令和 6 年度の予算化を目指す。

2. 資金計画及び予算計画

暫定定員 52 名（正規定員 56 名）、通所 15 名で運営する予定である。事業活動収入は令和 4 年度に比べて 1750 万円ほど増しで予算化している。マイクロバスの補助金申請が採用された場合の購入費用 300 万円とパソコン等備品の購入費用 135 万円を施設整備等による支出として計上している。そのため、施設整備等積立資金から 435 万円を取り崩す予定である。

令和5(2023)年度 高齢者福祉センター事業計画の概要

1. 基本理念と重点項目

「地域の人々が、住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができる社会の実現」に向け、「地域とともに」をコンセプトにしてきたセンターですが、3年続いたコロナ禍での運営的、経済的ダメージは大きく修復への大胆な改革が迫られています。23年度事業計画は以下の基本的理念を踏まえつつ、SDGsにむけた総合的な改革を進めています。

センターの基本的理念

- (1)人権の尊重 (2)ノーマライゼーションの樹立 (3)共生の実現

私たちセンター職員は、この基本的理念を踏まえて、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える福祉・保健の専門職として、自らの専門的知識・技術の向上及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努め、センター一体となって行動します。

(重点項目)

2000年に始まった介護保険制度は、22年間で制度的にも財政的にも破綻状況を迎え、国は、財源確保として介護保険料の値上げとサービス利用料の自己負担料増を打ち出しました。一方、介護業務全般の合理化能率化に向けて、アナログ規制の名のもとにロボットやセンサー、各種ICTを導入するデジタル化への移行を推奨しています。介護保険事業は、措置制度とは一線を画したまさに保険事業化への色を濃くしています。国の動向を見据えながら、センターはコロナ禍による赤字財政を立て直す対策の構築と合わせて、新たな時代への改革を進めていくことを旨に23年度事業計画の重点項目を定めます。

(1) センターの将来構想SDGs（持続可能な開発目標）を作成します

- ① 新しい時代にマッチしたセンター運営構築に向けて、経営陣の刷新に着手します
- ② センター全体の運営・経営状況を一括把握し、新たな企画立案体制の整備を実施します
- ③ 高齢職員(定年前も含む)の職域と報酬体系の見直しを進めます
- ④ 有能な若手職員の役職登用等を目的に、組織及び報酬改定、人事評価システムを構築します
- ⑤ 人材育成を目的に研修担当を置き、各種専門的研修の充実を図ります

(2) 安定した経営に向けた対策を構築します

- ① しらゆり園の安定収入確保のため、ショート8枠を廃止し、一般入所枠を140とします。なお、ショート事業は空床利用として継続します
- ② 事務所内のICT化、リモート化、LIFEへのデータ提出と活用、介護ソフト、インカムの活用、オンライン医療相談の活用などを進め、科学的介護を目指します
- ③ 収支のバランス調整に向け、サービスの低下をしないことと職員の福利厚生を維持する前提で光熱水費から文房具に至るまで、徹底した節約に努めます。また、経費節減と合わせて職員の過重労働を防止するため、緊急時を除き事務所内は退庁時間を厳守することとします

(3) 施設の老朽化対策

- ① 屋上防水工事、居室ファンコイル等空調設備工事、荷物用エレベータの交換工事を実施します
- ② LED化をより積極的に推進します
- ③ 電気自動車導入、サイバー対策保険加入を検討します
- ④ 藤棚跡地を整備します

(4) 安心・安全で快適な「らしい暮らし」実現

- ① コロナの感染状況を検証し、さらなる感染症まん延防止対策を構築します
- ② 適切な介護機器（介護ロボット含む）を導入し、職員の業務負担の軽減と腰痛予防対策を実施、機能訓練員と介護職が協働し、ご利用者の機能低下予防に努めます

(5) 地域ケアプラザ事業は、さらに地域との連携を強め、センターと一体となって地域サービスを開拓していきます

(6) 社会福祉法人の使命である社会貢献に向け、障害・児童・高齢・国籍等の区分にとらわれないダイバーシティの推進と障がい者雇用を継続し、外国人留学生の受け入れ、生活困窮者就労訓練事業の継続、地域イベントへの支援等を進めます。

【1】 しらゆり園

<基本目標>

「尊厳の保持」を基本とし、多職種との連携、協働の下、専門的なケアを実践し、地域や家族との結付きを大切にしながら、自身の価値観（生き方）が尊重される「あたりまえの暮らし」が送れるよう支援する。年度目標を「ICTの活用（業務の標準化）と科学的介護の推進」とする。

<利用計画>（一日平均在籍者目標数）

- | | | | |
|------------|------|-----|---------------|
| (1) 本入所定員 | 140人 | 目標数 | 136.5人(97.5%) |
| (2) 短期入所定員 | 0人 | 目標数 | 0人(0%) |

<重点目標>

(1) 生活の質の向上及び充実

- ア ご利用者の快適な生活・自立支援に向け、家族や地域社会との触れ合いを通して季節感や潤いのある生活を実現する。
イ 相談調整機能を強化し、家族との連携を深め、入所候補者の調査及びフォローを迅速に行う。また、行政から要請を受けた優先入所者や虐待を主とする措置入所者、複数の医療的ケアが必要な入所者、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の生活に困窮されている可能性のある方々の受け入れにも対応する。
ウ 胃瘻ゼロ・骨折ゼロ・拘束ゼロ・褥瘡ゼロの取り組みを継続するとともに適切な排泄ケアのあり方の検討し自立支援・重度化防止に努める。
エ 業務改善手法として、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）・3M（ムリ・ムダ・ムラ）に取り組み生産性の向上に努める。

(2) 安心・安全な暮らしづくり

- ア 職種間の連携と情報共有をはかるためICT化（LIFEへのデータ提出と活用、介護ソフト、インカムの活用、オンライン医療相談の活用）による重症化防止等を推進し、健康管理、感染症予防に努め、嚥下困難者への対応及び看取り介護の充実を図る。
イ 機能訓練員と介護職が協働し、ご利用者の生活機能を生かした生活リハビリを実施するとともに適切な介護機器（介護ロボット含む）を導入し、利用者の機能低下を予防し、ノーリフティングケアの手法を導入し職員の業務負担の軽減と腰痛予防対策に努める。
ウ 事故発生時の迅速な対応を心掛け、「ヒヤリ・ハット事例」等から、事故原因の分析と対応策の評価を行い、事故の早期発見、防止に努める。
エ 利用者懇談会、「福祉モニター」「介護相談員」制度の継続し利用者の権利を擁護し、要望、希望、苦情に誠意を持って早期解決を図る。
オ 口から食べて頂く事を大切に多職種協働の下、専門医の指導、訪問歯科との連携を図るとともに口腔のケアを推進し、個別的な食事形態を含む栄養ケアを行う。
カ 地域ニーズ把握に努め、障害・児童・高齢・国籍等の区分にとらわれないダイバーシティの推進と生活困窮者に対する就労訓練の場を提供する。
- (3) ケアの専門性の充実
- ア 専門的なケアの取り組みを行うため、喀痰吸引研修・認知症介護実践者・リーダー研修の受講を計画的に進め、専門性を高めるとともに業務の標準化を目指す。
イ 職員のキャリア形成を目指した研修体系の確立と職員の適性・能力を評価できる仕組みとしてキャリ評価制度を推進する。

【2】 ほほえみステーション

<基本目標>

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で、可能な限り在宅にて、安心して安全に暮らすことができるよう支援します。また、一人ひとりが持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の意向、状況、特性を踏まえ、適切なサービスを提供します。

<利用計画>

- ・訪問介護サービス（予防含む）・・・月平均 792時間（令和4年度 825時間）
- ・障害福祉サービス（移動支援含む）・・・月平均 182時間（令和4年度 390時間）

<重点課題>

- ・感染症や災害があっても安定的・継続的にサービスを提供できるよう体制を構築する。
- ・知識や介護技術等のスキルアップ並びにサービス向上を図るため定期的に研修を行う。
- ・地域のニーズに積極的に応じることができるように、ヘルパーの確保に努める。

【3】 汲沢地域ケアプラザ

<基本目標>

子どもから高齢者まで、地域のすべての人が住み慣れた地域で支え合い助け合いながら、安心して健やかに暮らすことのできる地域づくりを推進します。地域包括ケアシステムの拠点施設として、持続可能な信頼される総合的な福祉・保健・介護サービス等を提供します。

<重点課題>

(1) 地域活動・交流事業：世代を超えた総合的な支援

<重点課題>

- ・あらゆる世代が利用できるサービスと交流の場の提供
- ・ハートプラン「地区別計画」への取り組みと地域の社会資源との連携
- ・子育て支援事業の促進

(2) 生活支援体制整備事業：地域で支え合う共生社会に向けて

<重点課題>

- ・各地区的状況把握とまちづくりに取り組む
- ・地域活動団体、ボランティアとの連携による地域事業の展開

(3) 地域包括支援センター：地域包括ケアシステム構築のためワンストップサービス機能の強化

<重点課題>・<利用計画>

- ・地域における健康づくり・交流の促進 認知症予防と介護予防の促進
- ・総合相談と個別支援を強化すると共に高齢者の権利擁護
- ・5職種協働による包括的・継続的支援の推進
- ・介護予防ケアプラン 月平均 269人 (令和4年度 265人)

(4) 指定通所介護事業（デイサービス）

<重点課題>・<利用計画>

- ・科学的介護情報システム（LIFE）の導入
- ・感染症対策を徹底しながら利用者の在宅生活継続を支援する
- ・関係機関との連携を強化したきめ細かな個別支援と機能訓練プログラムの充実
- ・要支援者の積極的な受け入れ
- ・通所介護 1日平均人数 280人 (令和4年度 300人)

(5) 居宅介護支援事業

<重点課題>・<利用計画>

- ・利用者への安定的・継続的なサービスの提供
- ・ターミナル期における利用者の意思決定支援への取り組み
- ・リハ専門職等との連携による自立支援・重度化防止
- ・月平均担当件数 人 (5人体制) (令和4年度 158人)
- ・認定調査委託受け入れ 144件 (月平均 12件) (令和4年度 72件)

高齢者福祉センター 令和5(2023)年度予算概要

科目	高齢者福祉センター			主な増減内容	拠点：しらゆり園	拠点：沢沢ヶアラザ
	R5予算額	R4予算額	増▲減			
事業活動による収支	介護保険事業	883,782	890,830	▲ 7,048	しらゆり園 本入所132⇒140床、ショート0床へ 要介護度4.0⇒4.1へ科学的介護(LIFE導入) ほほえみ・移動支援増加 デイサービス 稼働:1日平均28.0名 LIFE導入加算取得	717,005 166,777
	障害福祉サービス等事業	9,559	16,731	▲ 7,172		9,559 0
	地域ケア施設運営事業等その他事業	67,715	64,525	3,190	屋上防水工事分委託費追加給付(426万)	67,715
	その他	2,388	2,276	112		1,721 667
	事業活動収入 計	963,444	974,362	▲ 10,918		728,285 235,159
事業活動による支出	人件費	665,874	670,017	▲ 4,143	介護職員等特定待遇改善対応 常勤増員:定昇,手当 派遣職員増・技能実習生、留学生等採用	504,817 161,057
	事業費	164,863	145,398	19,465	水道光熱費等の高騰	129,269 35,594
	事務費	156,804	145,252	11,552	屋上防水工事実施、採用紹介料等増加	120,344 36,460
	その他	530	525	5		434 96
	事業活動支出 計	988,071	961,192	26,879	人件費支出増等	754,864 233,207
事業活動資金収支差額		▲ 24,627	13,169	▲ 37,796		▲ 26,579 ▲ 1,952
施設整備等による収支	施設整備等補助金	565	0	565	電気自動車給電設備補助金	565 0
	施設資金借入金元金償還	0	0			0
	固定資産取得	8,085	22,450	▲ 14,365	油圧エレベーター更新、電気自動車用給電設備	5,085 3,000
	リース債務支出	0	0	0		0 0
	施設整備等資金収支差額	▲ 7,520	▲ 22,450	14,930		▲ 4,520 ▲ 3,000
その他の活動による収支	積立資金取崩等	0	0	0	積立金取崩は行わず前期繰越金差額にて対応	0 0
	その他活動収入	3,517	3,107	410		944
	積立資産支出 借入金返済	1,547	22,429	▲ 20,882		0 1,547
	長期資金償還金支出		8,208			8,208
	退職給付引当資産	6,278	0	6,278		6,278
	拠点区分間繰入支出	7,050	4,326	2,724		0
	その他活動資金収支差額	▲ 15,089	▲ 31,856	16,767		▲ 13,542 ▲ 1,547
当期資金収支差額合計		▲ 47,236	▲ 41,137	▲ 6,099		▲ 44,641 ▲ 2,595

※ 千円未満については丸めているので他の資料と一致しない場合がある。

※ ほほえみステーションは、しらゆり園拠点に含み内数で表示。

【特記事項】

1 設備老朽化に伴う修繕費計上予定

- ・油圧エレベーター更新、交換等 3,000
- ・居室空調機ファンコイル更新工事 4,500
- ・屋上防水工事 36,000
- ・既存施設物品整理の為の倉庫増設、環境整備リノベーション 5,500

2 主な機器更新に伴う固定資産取得

- ・厨房配膳車更新 3,000
- ・LED等更新 1,300

3 積立金

(1)計画的修繕工事のため施設等整備積立金積立

..... 0

子どもの虹情報研修センター(虐待・思春期問題情報研修センター)
令和5年度(2023年度) 事業計画()・予算()の概要

1. 事業計画

(1) 専門研修

- ア 令和5(2023)年度研修に係る基本的な考え方
 - 研修・人材育成の充実し、着実に実施
- イ 指導教育担当児童福祉司研修(任用前)に係る適切な対応
 - オンデマンド学習と筆記試験の導入、スーパーバイザーの導入、職場のメタバイザーからのスーパーバイズの導入の実施を踏まえ、引き続き着実に実施
- ウ 研修機関等との連携
 - ・西日本こども研修センターあかし等との連携、自治体等からの講師派遣要請や研修の企画や実施を支援
 - ・研修講師やアドバイザーの派遣事業の実施
 - 児童相談所における研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師等を登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みを実施

(2) 情報の収集・提供

- ア 要保護児童等に関する情報共有システム
 - システムの運用を定着させるとともに、システム改修を実施
- イ 他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援「派遣研修支援サイト」)
 - 自治体間のノウハウの蓄積の差を埋めるため、他自治体に職員を派遣して研修を行う取組を着実に実施
- ウ ホームページ・メール配信、研修映像記録(DVD)の貸出し

(3) 研究

- ア 人材育成に関する調査研究
- イ 児童虐待に関する文献・研究等の収集と分析
- ウ 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析
- エ 課題研究(臨床現場研究)

(4) 専門相談

- 研修の場を活用した周知活動を展開し、地方公共団体や児童福祉施設等からの児童虐待に関する相談に対し、助言や情報提供

(5) その他

- ア 児童福祉法等の一部改正に伴い、児童相談所等が子どもの意見・意向表明等を行うための研修の準備
- イ 子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの認定資格の関する研修の検討
- ウ 厚生労働科学研究を適切に執行するための体制を確立

2. 予算計画

要保護児童等に関する情報共有システム運営保守等経費を計上しつつ、研修等の事業運営に必要な予算を計上している。

要保護児童等に関する情報共有システムについて

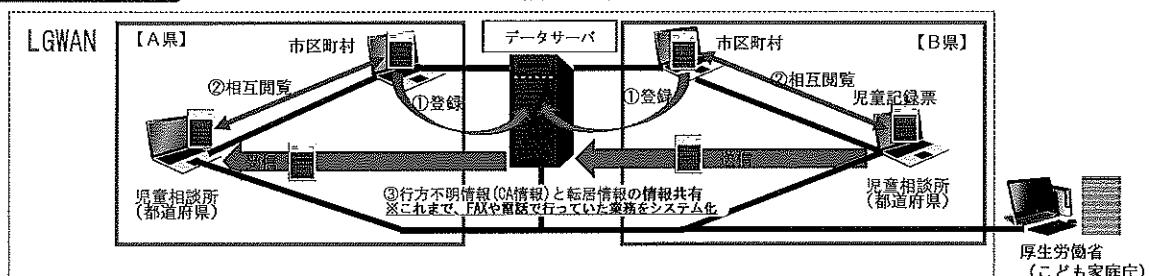
背景・目的

- 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- このため、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、令和3年度から全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一齊に開始する。

事業イメージ

情報共有システム

※ LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク) を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み) を活用



主な機能

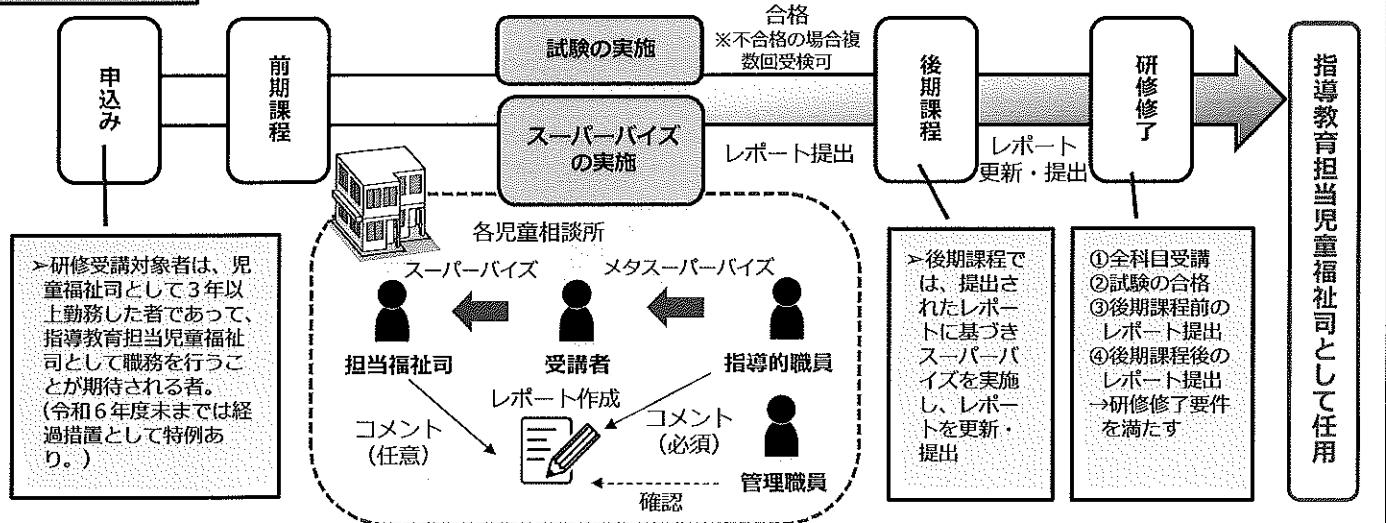
- ①児童記録票の登録 … LGWANを通して、児童記録票を登録する。 →児相、市町村毎に登録
- ②相互閲覧 … 児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。→児相と市町村間の情報共有
- ③行方不明情報・転居情報の共有 →事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能

指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について【概要】

1. ポイント

- 令和4年4月1日以降に任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講する必要があること。
ただし、令和3年度末までに任用後研修を修了した者は、令和4年4月1日時点で任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができること。
- 任用前研修の受講対象者は「児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者」とすること。
ただし、令和6年度末までの間の任用前研修は、児童福祉司としての勤務経験が3年末満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行なうことが期待される者を受講対象とするこども差し支えないこと。
- 後期課程の受講までに、筆記試験の合格が必要となること（試験はオンラインによる研修ツールを活用）。
- 後期課程の受講までに、スーパーバイズの実践を実習として行い、レポートを作成・提出すること。
後期課程では、提出されたレポートに基づくスーパービジョンを実施し、レポートを更新・提出すること。

2. 研修フロー



令和5年度要保護児童等に関する情報共有システムの整備等に係る
経費

	令和4 年度	令和5 年度	対前年 度	主な増額理由
1 運用保守 業務経費				<ul style="list-style-type: none"> ・ バックアップサーバメモリ増設、構成変更 ・ LGWAN側SSLサーバ証明書更新 ・ FAQの内容の追加、更新回数の増 ・ 予防保守対応回数の増
2 システム 改修費				<ul style="list-style-type: none"> ・ 居所不明情報、転出等情報、問合せ情報登録時に一時保存と配下の部署を一括で選択可能にする。 ・ 下位部署に届いた居所不明情報・転出等情報・転入等情報・問い合わせ情報を確認可能にする。 ・ 児童記録票検索一覧画面で検索された児童記録票を一括でCSV出力を可能にする。
計	359,346	651,178	291,832	

子どもの虹情報研修センター

Children's Rainbow Center

派遣研修支援サイト (crc-hkss)



CRC Japan
派遣研修支援サイト

≡

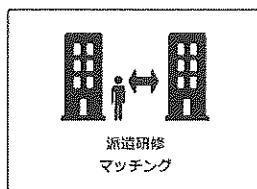
派遣研修支援サイト

GIGA研修会場

ログアウト



CRC Japan
派遣研修支援サイト



派遣研修
マッチング



研修講師
アドバイザー一覧



準備中

しばらくお待ちください
WEBSITE BY CLOUD SERVER

研修先、研修元を探したい方

研修講師・アドバイザーを
探ししたい方

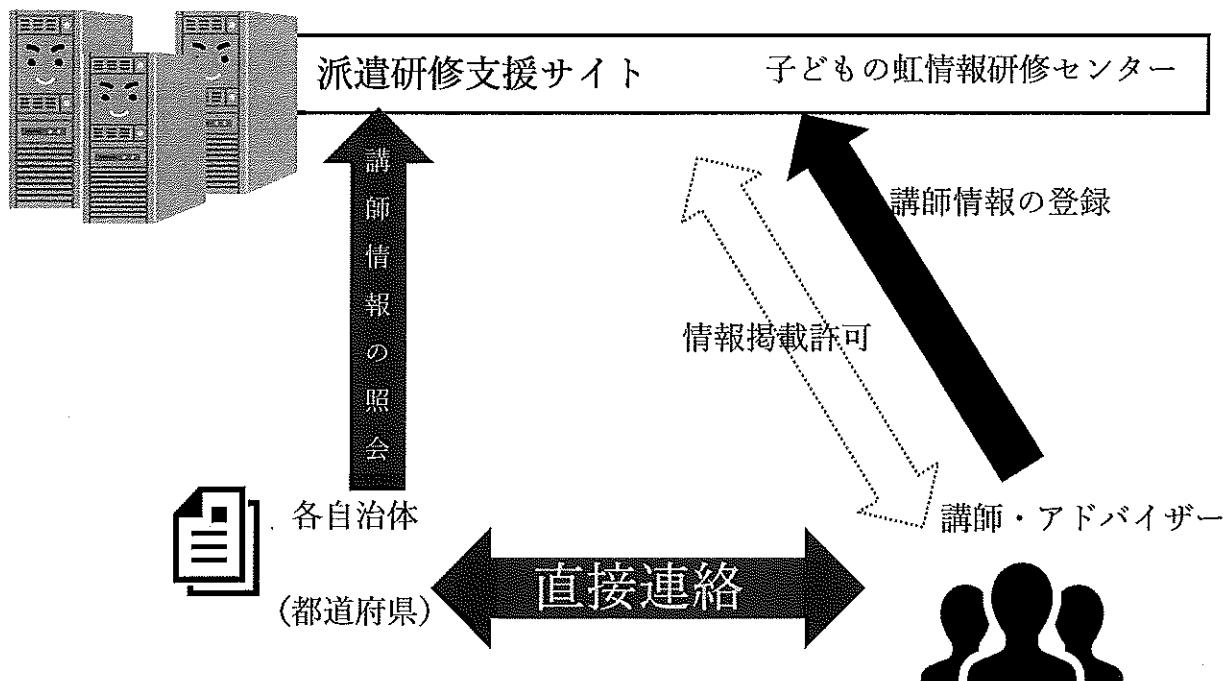
児童相談所や研修を
開催したい方

(サイトの特徴)

派遣研修サイトにアクセスできるのは、児童相談所を設置する都道府県、指定都市、中核市、特別区に限定されています。

ログインをするためには、自治体ごとに発行されたパスワード、IDが必要になります。

当該サイトは検索サイトの検索対象に含まれないようになっています。



・氏名、所属、役職・職位、地域

・過去3年度分の実績(年度、研修名、講義名)※2020・2021 年度研修

・連絡先(勤務先電話・FAX、メールアドレス)

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】
児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】
児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】
児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

○子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

○この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位位置づける（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について的確な措置を実施するに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の履歴は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

○新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（○）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

子ども家庭福祉の認定資格

試験

※認定機関が実施。指定研修等の効果も測定する実践的な内容

子ども家庭福祉指定研修（100時間程度）

※子ども家庭福祉の現場で働きながらの受講や試験となるため、現場の意見も聴きながら内容は今後検討

相談援助の実務経験
2年

ソーシャルワークに
関する研修の受講

ソーシャルワー
クに関する研修
の受講

社会福祉士

精神保健福祉
士

子ども家庭福祉分野の
相談援助の実務経験
4年

保育士の実務
経験 4年

子どもの虹情報研修センター

1. 専門研修の実績

(1) 主な研修内容

【児童相談所関係】

○児童相談所長研修

児童相談所が様々な子どもの問題に対応する中核的機関としての役割を十分果たせるよう、児童虐待への対応をはじめ、児童相談所長として必要な知識・技能を学ぶ。

○指導教育担当児童福祉司用前研修

児童福祉司及び相談担当職員を的確に教育・訓練・指導できるよう、児童虐待等に関する知見をはじめ、援助方針、進行管理、機関連携のあり方等児童福祉司スーパーバイザーとして必要な高度な知識・技能を学ぶ。

【市区町村関係】

○市区町村虐待対応指導者研修

市区町村の児童家庭相談の機能、要保護児童対策地域協議会の充実を図るために、市区町村の指導者に対して、児童虐待に関するより専門的な知識・技術・認識等の向上を図り、組織対応をリードする力を養成する。

○子どもの虹情報研修センターでは、令和2年度に新型コロナ対策の一環としてオンライン研修を導入し、感染状況の影響を最小限に抑えながら、安定的に研修を実施することに努めている

○例年並みの人数に研修を提供するだけでなく、オンライン研修だからこそ活用できる演習方法を導入している

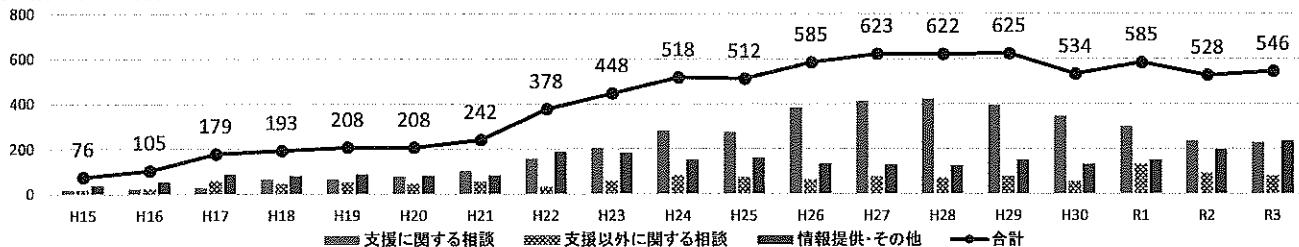
オンライン研修の利点 と課題

【利点】
・移動が不要で、時間と旅費を節減できる
・収容人数の制約が大幅に緩和され、200人規模の研修が可能になる
・情報通信技術を活用した演習方法やオンデマンド学習を活用できる

【課題】
・通信環境が安定しない職場が一部にある
・対面していないため、受講者間の交流や掘り下げた討議が生まれにくい

2. 専門相談の実績

(1) 相談受理件数の推移



(2) 令和3年度機関等別受理状況

機関	件数 (%)	機関	件数 (%)	機関	件数 (%)
児童相談所	333 61.0%	国の機関	18 3.3%	社会福祉協議会	4 0.7%
市区町村	59 10.8%	報道機関等	8 1.5%	教育委員会	3 0.5%
都道府県・政令市	53 9.7%	大学・研究者	7 1.3%	その他	19 3.5%
児童福祉施設・里親	37 6.8%	学校関係	5 0.9%	計	546 100.0%

(3) 令和3年度相談事例の例

【福祉関係】

- 18歳成年後の措置の継続の可否と親権者への対応について確認したい
- 児童の保護者との面会を制限したい場合の行政処分と任意の制限について相談したい。

【心理関係】

- 性的行動を見せる児童の心理状態の考察について意見がほしい。
- 自然派を自認する実父母が養育する児童への支援について、実父母の見せる言動の理解と具体的な関りについて助言がほしい。

【保健・医療関係】

- 摂食障害で入院を拒否している母子への対応について相談したい。
- 自宅出産を予定している家庭への介入及び緊急時の対応について、他事例等の情報がほしい。

【法律関係】

- 児童福祉司指導措置が行政処分に該当すると考えられるか確認したい
- 里親の欠格事由に該当する場合の認定取消に関する考え方について参考意見がほしい。

3. 主な研究実績

児童虐待に関する
文献分析等の収集
と分析

人材育成に関する調査研究

児童虐待に関する海外の状況の把握と分析

【R3年度】

児童虐待重大事例の分析・2010~2020

- ・2010年から2020年までに起きた児童虐待による死亡事例の概要、家族の状況、生育歴、事件の経過、検証報告書などによる事例への評価、事件の影響などをまとめ、各事例に共通する事柄や重症化を予防する視点などを分析。（子どもの虹情報研修センター 増沢 高）

【R4年度】

専門職の養成と任用後の育成に関する研究（令和2年度～）

- ・児童福祉以外の専門職（医学・法学・教育学）における国家資格の在り方、その養成と任用後の育成研修についての歴史的経過を概観。（千葉大学 保坂 亨）

オンライン研修の導入による変化と今後の展望

- ・オンライン研修の導入したことによる効果や今後の展開を分析。（子どもの虹情報研修センター 中垣真通）

【R5年度】

児童福祉分野における重大事故防止に関する文献研究—虐待による死亡、子ども間暴力、自殺、被措置児童虐待等の防止のために必要な知見・理論—（仮題）

- ・重大事故防止に関する海外の基礎的文献や研究等を踏まえて、実践報告等の文献を収集、整理して提示し、事故防止の取り組みを分析。（市子ども相談所 井上直子）

児童福祉施設職員の成長過程について

- ・有益な体験や取り組み等を把握し、人材育成において必要な要件を見出し、分析。（子どもの虹情報研修センター 増沢 高）

児童虐待防止制度等に関する海外の状況調査（令和2年度～）

- ・アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、フィンランド、ドイツ、フランス（2022年度追加）の6カ国との子ども虐待対応について情報の収集・整理（子どもの虹情報研修センター 田中恵子）

フランスにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

- ・フランスの児童虐待・児童保護対応に関する情報を収集し、整理（子どもの虹情報研修センター 川崎二三彦）

オーストラリアにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

- ・オーストラリアの児童虐待・児童保護対応に関する情報を収集し、整理（子どもの虹情報研修センター 増沢 高）

ニュージーランドにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

- ・ニュージーランドの児童虐待・児童保護対応に関する情報を収集し、整理（子どもの虹情報研修センター 中垣真通）

【R3年度】

【R4年度】

【R5年度】

児童心理治療施設のアタッチメントを核とした治療的支援の体制作りの評価に関する研究

- ・児童心理治療施設に入所する子どものアタッチメント行動を記述し、形成上の課題を整理。（東京大学 遠藤 利彦）

児童心理治療施設の思春期・青年期のアタッチメント行動を捉える—理論に基づく支援の実現にむけて—

- ・児童心理治療施設に入所する子どものアタッチメントについてデータを収集し、その変容を追跡し要因を検討。（東京大学 遠藤 利彦）

児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究

- ・要保護児童に対する児童家庭支援センターの役割を検討。（明治学院大学 武田玲子）

乳児院において特別な配慮を必要とする子どもの実態調査—アタッチメントとトラウマ等の問題を抱えた子ども—（仮題）

- ・乳児院に入所している乳幼児が抱える心理的課題を既存のアタッチメントやトラウマの評定尺度を用いて把握し、保育所等に通う乳幼児等の一般サンプルと比較。（里親サポートセンター青い鳥 武田 由）

早期支援における保育所の役割と課題

- ・保育士が早期に発見し、保育所が組織的に対応するまでの課題を抽出。（東洋英和女学院大学 久保田まり）

周産期からの支援における市町村の母子保健と児童福祉の連携・協働

- ・市区町村の児童福祉領域と母子保健領域との連携・協働を促進するための検討。（子どもの虹情報研修センター 増沢 高）

市における心理職の役割に関する実態調査（仮題）

- ・全国の中規模市以上で心理職を採用している市を対象に実態調査を実施して、全体状況を把握した上で、いくつかの市にヒアリングを行い、市において心理職の担うべき役割と現状における課題を分析。（同志社大学 八木安理子）

（臨床現場研究）

川崎こども心理ケアセンター かなで
2023年度事業計画・予算計画の概要

1. 事業計画における重点項目

1) 職員の組織の改編と職員の力量の向上

開設8年目となり、職員層に厚みが出てきている。職員が主体的に運営に関われるような職員体制を作っていく。階層別会議、研修や学習会、カンファレンスの形式、時間などの工夫も引き続き模索していく。

2) 被措置児童等虐待への対応・権利擁護

権利擁護について学習会を行うなど、個々の職員がしっかりととした権利擁護の意識を持てるようにしていく。また、日常の支援で、不適切な対応がないように研修を強化するとともに、児童やユニットの状況を定期的に児童相談所、川崎市本課と共有していく。不穏時に子どもにも職員にも怪我のない対応をするために、研修に加えて、各ユニットにクールダウンスペースを設けるなど環境設定を行っていく。各ユニットの子ども会議を継続して行っていく。

3) 自立支援とアフターケア、社会的養護として切れ目のない支援の構築

自立支援部門を設立し、組織として自立支援関連の機関との連携を深め、自立支援、退所児のアフターケアを模索していきたい。乳児院から入所してくる子ども、児童養護施設に措置変更した子どもに関して、切れ目のない支援が行えるよう通所の活用も図っていきたい。

4) 子どもの支援、ユニット間・職員間の連携

現在入所する子どもたちに合わせた支援のやり方が、各ユニットで模索されている。子ども、職員が活発に意見を出しながら、その動きを継続して進めていきたい。

ユニットごとの動きが活性化される一方で、ユニット間、職員間の連携の難しさ、情報の共有に課題が出てきている。連携しやすくするために電子記録の導入なども視野に入れる。

5) 高校生のスマートフォンについての支援

これまで問題の多かった高校生のスマホ、SNSの使用については、施設の重要な支援の一つとして位置づけ、施設が契約した端末を貸し出して、職員と一緒に使用の練習をしていく形に変更して、行っていく。家族による新規契約はなしとする。

6) 感染症の予防

新型コロナウィルスが、5月より感染症法上5類になる。基本的な感染予防を徹底して、子どもにとって負担の少ない生活様式を考えていく。

7) 地域貢献 社会的養護関連機関への貢献

川崎市内の児童養護施設の子どもたちの通所部門の利用や診療所への受診に加え、児童家庭支援センター設立に向けた、心理養育相談を拡充していく。

2. 予算計画

2023年度は、入所部は暫定定員36名、通所部は利用が少なく暫定定員6名で始まる。大きな赤字にはならないと思われるが、無駄な支出の減少を心掛けいく。